

杉並区立松庵小学校

いじめ防止基本方針・その取り組み・組織

「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」および「いじめ防止対応マニュアル」に基づき、本校におけるいじめ防止の具体的な取り組み、組織を定めるものとする。

I 学校いじめ防止基本方針

基本方針 1 いじめを「防ぐ」

(1) 人権尊重の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決してゆるされるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用した、年3回のいじめ防止研修の開催
- ② 情報モラル教育の推進

(2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみで心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実（12月6日）
- ② 心の教育月間の充実（5・6月、9・10月）

(3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者・社会・自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心等の大切さに気付き、体得できるような体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 異学年交流活動「縦割り班活動」（毎月1回）
- ② 福祉体験活動 5年 総合的な学習「誰もが暮らしやすい街づくり」
- ③ 「子供と生き物の心の距離を縮める教育活動」 4年 ヤギの世話
- ④ ロング昼休みの実施により、児童が関わり合い、より豊かな人間関係を構築できるようにする。
- ⑤ 弁護士による、人権について考える授業 4年

基本方針2　いじめに「気付く」

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子どもたちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員間で情報を共有し、保護者や地域住民の方、関係諸機関とも連携して情報を収集し、対応する。

(1) 実態把握

- ①「ふれあいアンケート」の実施・結果の活用
- ②「いじめ対応マニュアル（改定版）『守る』『気付く』『防ぐ』」
「4　いじめに『気付く』チェックリスト　子供のサイン・変化を見付けましょう」の活用
- ③子どもたちとの個別面談など（スクールカウンセラー、各担任）

(2) 教育相談

- ①相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ②スクールカウンセラーの活用・充実（5年生の全員面接等）
- ③相談窓口の紹介（手紙や学校便りを通して）
- ④松庵ルーム（別室）を開設し、児童の居場所を作る。

基本方針3　いじめから「守る」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な対応を行う。解決に向けては、「松庵 小いじめ対策委員会」を中心に学年及び学校全体で組織的に対応する。

また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

- 学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。
- ①SAT（済美教育センター）
 - ②スクールソーシャルワーカー（済美教育センター）
 - ③民生・児童委員
 - ④高井戸警察署、子供家庭支援センター

II いじめ対応の具体的な取り組み

初期対応の流れ	取り組み
1 いじめの発見・認知 2 報告 (5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> ○学級担任、教職員による観察 ○子供・保護者の訴え ○「ふれあいアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長 報告
3 事実認識と情報整理 及び関係保護者への連絡・説明 ※訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力をあげて 守る」と伝える	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子供、関係者からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・話しやすい人や場所等の配慮 ・複数の教職員での聞き取り ・情報提供者の秘密をまもる ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解 及び校内体制の編成	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担) ○スクールカウンセラーやサット、スクールソーシャルワーカーとの連携
5 子供への指導及び保 護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面で判断せずに、支援を継続する。 ○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観（周りの子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供と共に真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携 及び継続観察・状況確 認	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて保護者会の開催等、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

III いじめ対応の組織

松庵小さいじめ対策委員会

本校では、いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「松庵小さいじめ対策委員会」を設置し、月に一度委員会を開催する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を量り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】 (校務分掌組織図に位置付ける。委員長は生活指導主任とする。)

校長	副校長	主幹教諭
生活指導主任	養護教諭	担当学年の教員
特別支援教育コーディネーター	スクールカウンセラー	教育相談コーディネーター

※必要に応じて、SAT やスクールソーシャルワーカーと連携する。

【開催予定】

基本的に、月末の月曜日に「松庵小さいじめ対策委員会」を開く。(うち三回は全職員が参加する職員研修も行う。)

いじめ案件が起きた時には上記のメンバーを招集し、臨時で開催する。

開催日	内容
4月28日（月）	学校のいじめ防止基本方針について（職員研修）
5月26日（月）	通常委員会
6月30日（月）	通常委員会
7月14日（月）	人権教育プログラムを活用した職員研修
9月29日（月）	通常委員会
10月20日（月）	通常委員会
11月28日（金）	通常委員会
12月22日（月）	人権教育プログラムを活用した職員研修
1月26日（月）	通常委員会
2月27日（金）	通常委員会
3月23日（月）	通常委員会